

2024年度診療報酬改定 検討状況レポート16
—長期収載品の処方等又は調剤について 選定療養の導入—

2024年度診療報酬改定により、2024年10月より[長期収載品の処方等又は調剤について](#)選定療養の仕組みが導入され、これにより処方箋様式の改正が行われます。

改正箇所は下図の赤枠・青枠部分となります。銘柄名処方された長期収載品について医療上必要な場合の変更が不可となり、患者希望を明確化する必要があります。

■ 処方箋様式の変更点

処方箋											
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)											
公費負担者番号				保険者番号							
公費負担医療の受給者番号				被保険者証・被保険者手帳の記号・番号				・ (枝番)			
患者	氏名		保険医療機関の所在地及び名称						電話番号		
	生年月日		明大昭平令		年月日		男	女			
	区分		被保険者		被扶養者		印				
交付年月日		令和 年 月 日		処方箋の使用期間		令和 年 月 日		ある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。			
処方	変更不可 <small>医療上必要</small>	患者希望	個々の処方薬について、医療上の必要性があるため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。								
	リフィル可 <input type="checkbox"/>		患者の希望を踏まえ銘柄名処方され、「患者希望」欄に✓又は×が記載されたもの ⇒選定療養の対象 ※ただし、以下の場合は保険給付 ・保険薬局において後発医薬品の在庫状況等により後発医薬品の提供が困難であり、長期収載品を調剤せざるを得ない場合 ・調剤時に選定療養について、患者に説明したところ、患者が後発医薬品を希望した場合								

(上図出典：2024年3月4日 厚生労働省 [保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令](#))

銘柄名処方された長期収載品であって、「変更不可（医療上必要）」欄及び「患者希望」欄のいずれにも「✓」又は「×」が記載されない場合には、保険薬局における調剤の段階で後発医薬品を調剤することができる一方で、患者が長期収載品を希望すれば選定療養の対象となります。

また、一般名処方の場合には、「変更不可（医療上必要）」欄及び「患者希望」欄のいずれにも、「✓」又は「×」を記載しないこととされ、一般名処方の処方箋を保険薬局に持参した患者が長期収載品を希望した場合には、選定療養の対象となるため、患者への説明と同意を得ることが重要となります。

■ 選定療養の対象医薬品の考え方と対象医薬品リスト

令和6年4月19日付の厚生労働省保険局医療課からの事務連絡において、2024年10月より導入される[長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養の対象医薬品について](#)、その考え方と対象医薬品リストが示されました。

【対象医薬品の考え方】		【対象医薬品リスト】
(1)	後発医薬品のある先発医薬品（準先発品を含む）であること（バイオ医薬品を除く）	
(2)	後発医薬品が収載された年数及び後発品置換え率の観点から、組成及び剤形区分が同一であって、次のいずれかに該当する品目であること ① 後発医薬品が初めて薬価基準に収載されてから5年を経過した品目（後発品置換え率が1%未満のものは除く） ② 後発医薬品が初めて薬価基準に収載されてから5年を経過しない品目のうち、後発品置換え率が50%以上のもの	
(3)	長期収載品の薬価が、後発医薬品のうち最も薬価が高いものの薬価を超えていること・この薬価の比較にあたっては、組成、規格及び剤形ごとに判断するものであること	

■ 患者が長期収載品を希望した場合の一部負担金の計算方法

患者が「対象医薬品リスト」にある長期収載品を希望する場合、選定療養の対象となります。この場合の保険給付は、長期収載品の薬価と後発医薬品の最高価格帯の価格差の4分の3まで となります。

例) 長期収載品Aを患者希望により先発品で処方した場合 … 10月以降は32円の負担増

	長期収載品A	後発医薬品の最高価格
薬価	270円 (a)	110円 (b)
3割負担の場合	2024年9月まで	81円
	2024年10月から	113円 (e)

【上記計算方法】

選定療養部分 … (270円 (a) - 110円 (b)) × 1/4 = 40円 (c)

3割負担部分 … 270円 (a) - 40円 (c) × 0.3 = 69円 (d)

患者負担総額 … 69円 (d) + (40円 (c) × 1.1 (※)) = 113円 (e)

※選定療養部分は消費税10%

このように、現在患者希望によりリストにある長期収載品を処方している場合、今後負担金額が増加する可能性があることを説明する必要があります。

まずは自院で処方している医薬品のうち、選定療養の対象となる長期収載品に該当するのがどれか確認することが必要です。加えて、本制度の趣旨や患者負担に関して、院内の見えやすいところへの掲示やウェブサイトへの掲載等が必要となります。